平成26年10月22日発行

新潟くらしの安全かわら版

きーつけなせや Vol.21

発行:新潟県消費者行政課
〒950-8570
新潟市中央区新光町4－1
電話:025-280-5464
FAX :025-284-0075
【新潟県くらしの安全情報サイト】
http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html

トラブル注意

認知症等高齢者の消費者トラブル 大切なのは、家族や周囲の"見守り"と"気づき"

認知症等高齢者の消費者トラブルが2013年度、過去最高となりました。防ぐためのポイントは、**家族や周囲の"見守り"と"気づき"**です。

○“見守り”と“気づき”のポイント　<チェックリスト>

- □ 不審な**契約書、請求書**などの書面や、**宅配業者の不在通知**などはないか。
- □ 不審な**健康食品**や**カニ**などがないか。
- □ **新品のふとん**など、**同じような商品**が**大量**にないか。
- □ 屋根や外壁、電話機周辺などに**不審な工事の形跡**がみられないか。
- □ 通信販売の**カタログやダイレクトメール**などが**大量**にないか。
- □ **複数社から配達された**新聞や景品類などがないか。
- □ **不審な業者が出入り**している形跡はないか。
- □ 不審な電話のやり取りや、**電話口で困っている様子**はないか。
- □ 生活費が不足するなど、**お金に困っている様子**はないか。

見守りから相談までの流れ

1 見守り・気づき
高齢者本人の居室・居宅の様子、言動や態度に不審な点はないか？

2 声かけ・確認
少しでも変化に気づいたら、高齢者本人に声をかけましょう。
経緯を確認し、メモしておく。
「何か困っていませんか？」／「業者から勧誘されていませんか？」／「本当に必要な契約ですか？」

3 相談
トラブルや被害とわかったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。家族やホームヘルパー、地域包括支援センター等からでも相談可能です。

～国民生活センター　発表情報　2014年9月11日公表　～

消費生活情報については、
ホームページ「新潟県くらしの安全情報サイト」
http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html

製品事故

使い方は大丈夫？

照明器具がもとになる火災に注意 ！

燃焼器具ではないですが、使い方によっては思わぬ火災発生ということもありますので注意しましょう。

事故概要

（事例１）【クリップライト】**布団と接触で火災が発生**

→　子ども部屋で発生した火災事故です。寝具の上で使用していたクリップライトの白熱電球と布団が接触し焦げがみつかりましたが、炎が出ていなかったためそのまま放置していたところ、布団の中でくすぶっていた火が燃え広がったものと考えられます。

（事例2）【シーリングライト（蛍光灯）】

使用中の蛍光灯が焼ける火災が発生

→　電球型蛍光灯を使用するところに、数年前から白熱灯を使用していたため、ソケット部の温度が異常に上昇する状態が繰り返され、ソケットの電極板と口金間に接触不良が生じて火災に至ったものと考えられます。

（事例3）【センサーライト（白熱灯）】

ベランダに設置していたセンサーライトの周辺が焼けた

→　２階のベランダの下側に取り付けていたセンサーライトを覆うようにして布団を干してしまったために、ライトが点灯し、布団が過熱されて出火したものと考えられます。

事故に遭わないために

◇（事例1）ランプが可燃物に接触すると発煙・発火することがあります。ベッドや枕の近くなど不安定な場所に置いた場合は特に注意してください。

◇（事例2）器具の指定以外のランプは使用しないでください。異なる種類やワット数のものを使うと火災に至るおそれがあります。ランプ交換時には取扱説明書を確認しましょう。

◇（事例3）ランプを布や紙で覆うと放熱が妨げられ、器具が過熱して危険です。